

公立大学法人秋田公立美術大学旅費細則

平成25年4月1日

規程第127号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田公立美術大学旅費規程（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第70号。以下「旅費規程」という。）第29条の規定に基づき、旅費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務の級)

第2条 旅費規程第2条第2項の事務職員給料表の適用を受けない者のこれに相当する職務の級は、次のとおりとする。

- (1) 事務職員給料表以外の給料表の適用を受ける者の事務職員給料表に相当する職務の級は、別表第1のとおりとする。
- (2) 給料表の適用を受けない者の事務職員給料表に相当する職務の級は、1級とする。ただし、これによりがたい場合は、その者の職務を勘案してその都度理事長が定めるものとする。

(旅行命令の変更等の場合における旅費)

第3条 旅費規程第3条第3項の規定により支給する旅費の額は、次に掲げる額による。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃もしくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の手続をとったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額。ただし、その額は、その支給を受ける者が当該旅行について旅費規程の規定により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。
- (2) 赴任に伴う住所又は居所の移転のため支払った金額で、当該旅行について旅費規程の規定により支給を受けることができた移転料の額の3分の1に相当する額の範囲内の額

(旅費喪失の場合における旅費)

第4条 旅費規程第3条第4項の規定により支給する旅費の額は、次に掲げる額による。ただし、その額は、現に喪失した旅費額を超えることができない。

(1) 現に所持していた旅費額（交通機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で、当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下この条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため旅費規程の規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に掲げる額から喪失を免れた旅費額（切符類については、購入金額のうち未使用部分に相当する金額）を差し引いた額

(在勤地内の旅費)

第5条 在勤地内の旅費は、鉄道賃、車賃および宿泊料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃の実費額とする。

3 車賃は、鉄道以外の交通機関を利用した場合の乗車に要した実費額とする。ただし、乗車券および公用車をもってこれに代えることができる。

4 宿泊料は、1夜につき旅費規程別表第1宿泊料定額の10分の8に相当する額とする。

(日額旅費)

第6条 旅費規程第22条第1項各号に掲げる在勤地内の旅行については、前条の規定を適用する。

2 旅費規程第22条第1項第1号および第2号に掲げる在勤地外の旅行については、別表第2に定める日額旅費を支給する。ただし、勤務地を出発した日から当該用務地に到着した日までおよび当該用務地を出発した日から勤務地に到着する日までの旅行については、旅費規程別表第1に定める日当、宿泊料を支給する。

(外国旅行の旅費の計算)

第7条 旅費規程第28条に定める外国旅行における旅費のうち、日当、宿泊料および食卓料については別表第3の左欄に掲げる職務の級をそれぞれ

れ同表の右欄に掲げる職務および級に、支度料については別表第4の左欄に掲げる職務の級をそれぞれ同表の右欄に掲げる職務および級に読み替えて計算するものとする。

(旅費の調整)

第8条 旅費の調整は、次に定めるところによる。

- (1) 理事長は、職員の職務の級がさかのぼって変更された場合、当該職員に既に支給された旅費の増額を行うことが適当でないとき認めるときは、その変更に伴う旅費額の増額を行わないことができる。
- (2) 理事長は、役員および職員の鉄道旅行について、当該用務の性質又は緩急の度合いその他により所定の級に応ずる旅客運賃および急行料金を支給する必要がないと認められる場合には、当該級の旅客運賃又は当該料金を支給しないことができる。
- (3) 旅行者が旅行中の公務傷病等により旅行先の医療施設等を利用して療養したため正規の日当および宿泊料を支給することが適当でない場合には、当該療養中の日当および宿泊料の一部を支給しないことができる。
- (4) 職員が理事長、副理事長その他役員等に随行する旅行において理事長が特に必要と認める場合においては、役員等に支給すべき船賃および宿泊料の額を支給することができる。
- (5) 前各号に規定する場合を除くほか、旅行用務の性質もしくは当該用務地の特殊な事情等により正規の日当もしくは宿泊料又は日額旅費を支給する必要がないと認められる場合には、その実情に応じ、日当もしくは宿泊料もしくは日額旅費の全額又はその一部を支給しないことができる。

(出張)

第9条 出張は、在勤地外を旅行する場合にあつては旅行命令伺、在勤地内を旅行する場合にあつては在勤地内旅行命令簿により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、在勤地内を旅行する場合において、軽易な用務のため旅行をしようとするときは、口頭の旅行命令により行うこと

ができる。

(旅費の取扱い)

第10条 出張の際の旅費の請求については、出発前に旅費の概算請求をすることができる。

(書類の様式)

第11条 この規程において規定する書類の様式は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

事務職員給料表	教育職員給料表
7級以上	3級10号俸以上
6級以下3級以上	3級9号俸以下1級26号俸以上
2級以下	1級25号俸以下

別表第2 (第6条関係)

区分		日額		
事務職員給料表の職務の級 又は相当職	宿泊地	8日以上15日未 満の旅行	15日以上31日未 満の旅行	31日以上の旅 行
	3級以上の職務にある者	甲地方 11,520円	10,800円	10,080円
	乙地方	10,480円	9,820円	9,170円
2級以下の職務にある者	甲地方	9,600円	9,000円	8,400円
	乙地方	8,720円	8,170円	7,630円

別表第3 (第7条関係)

国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)で定める職務の級	旅費規程で定める職務および級
指定職の職務にある者	理事長、副理事長、理事、監事およびこれらに相当する職務にある者

7級以上の職務にある者	8級又は7級の職務にある者
6級以下3級以上の職務にある者	6級以下の職務にある者

別表第4（第7条関係）

国家公務員等の旅費に関する法律で定める職務の級	旅費規程で定める職務および級
指定職の職務にある者	理事長、副理事長、理事、監事およびこれらに相当する職務にある者
8級又は7級の職務にある者	8級又は7級の職務にある者
6級の職務にある者	6級又は5級の職務にある者
5級又は4級の職務にある者	4級以下の職務にある者

